

認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準の見直しについて（案）

- ◎ 令和3年度における認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準について、現行の取組の進捗状況や第8期広島市高齢者施策推進プラン等を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

見直し後の「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和3年度分）」（案）は、別紙6のとおり。

1 認知症ケアパスの普及と充実 （2）地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり）

- 認知症に関する医療・介護等の資源情報は、可能な限り最新の情報とすることが望ましいが、更新に係る関係機関への情報確認などの事務負担を踏まえて、情報更新の回数を減らす代わりに、地域の認知症医療の核となる認知症サポート医に情報の周知を図るよう評価基準を見直す。

基 準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	医師会や地域包括支援センター等と連携し、市民や医療・介護関係者を対象に、様々な機会を捉えて積極的に認知症ケアパスの普及に取り組んでいる。加えて、区内の認知症に関する医療・介護等の資源情報を年に2回以上更新している。	医師会や地域包括支援センター等と連携し、市民や医療・介護関係者を対象に、様々な機会を捉えて積極的に認知症ケアパスの普及に取り組んでいる。加えて、区内の認知症に関する医療・介護等の資源情報を年に 1回以上更新し、区内の認知症サポート医に周知している。
3	医師会や地域包括支援センター等と連携し、市民や医療・介護関係者を対象に、認知症ケアパスの普及に取り組んでいる。加えて、区内の認知症に関する医療・介護等の資源情報を年に1回以上更新している。	(同左)
2	認知症ケアパスの普及には取り組んでいるが、区内の認知症に関する医療・介護等の資源情報を更新していない。又は、資源情報は更新しているが、認知症ケアパスの普及に取り組んでいない。	(同左)
1	認知症ケアパスの普及に取り組んでおらず、区内の認知症に関する医療・介護等の資源情報の更新もしていない。	(同左)

2 地域における支援体制づくり （2）地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり）

(1) 認知症サポーターステップアップ講座に関する支援

- 認知症サポーターステップアップ講座の修了者を活動につなげる取組について、定量的に評価できるよう評価基準を見直す。

基 準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	3に加え、認知症サポーターステップアップ講座の修了者について、認知症カフェや施設のボランティア等のニーズとのマッチングを行い、多くの人が活動の実践につながっている。	3に加え、認知症サポーターステップアップ講座の修了者について、認知症カフェや施設のボランティア等のニーズとのマッチングを行い、 半数以上の人 が活動の実践につながっている。
3	2に加え、認知症サポーターステップアップ講座の修了者について、認知症カフェや施設のボランティア等のニーズとのマッチングを行い、活動の実践につながっている。	(同左)

2	認知症アドバイザーや区内の地域包括支援センターと連携して、区レベル又は圏域レベルの認知症サポーターステップアップ講座等を、年1回以上、企画・実施している。	(同左)
1	区レベル又は圏域レベルの認知症サポーターステップアップ講座等を具体的に企画しているが、実施していない。	(同左)

(2) 認知症カフェに関する支援

- 第8期高齢者施策推進プランにおいて、令和7年度（2025年度）までに全小学校区に1か所程度の認知症カフェの設置を目指し、令和3年度は108か所の設置を目標としていることを踏まえて評価基準を見直す。

基準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立上げ支援に取り組み、各圏域に2か所以上の認知症カフェがある。設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を偏りなく計画的に行っている。	関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立上げ支援に取り組み、 各圏域に3か所（圏域小学校区数が3未満の場合は当該校区数）以上の認知症カフェがある。 設置済みの認知症カフェに対しては、 年1回以上訪問して 、内容の充実のための運営支援を偏りなく計画的に行っている。
3	関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立上げ支援に取り組み、各圏域に1か所以上の認知症カフェがある。設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。	関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立上げ支援に取り組み、 各圏域に2か所（圏域小学校区数が1の場合は1か所）以上の認知症カフェがある。 設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。
2	関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立上げ支援に取り組むとともに、設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。	関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立上げ支援に取り組み、 各圏域に1か所以上の認知症カフェがある。 設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。
1	認知症カフェの立上げ支援又は運営支援のいずれかしか行っていない。	関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立上げ支援に取り組むとともに、設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。

3 認知症専門医療機関等との連絡調整 ((4) 認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関や認知症初期集中支援チームとの連絡調整)

(1) 認知症専門医療機関との連絡調整

- 認知症専門医療機関との連絡調整について、定量的に評価できるよう評価基準を見直す。

基準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	認知症専門医療機関との連絡調整を積極的に行っている。	認知症専門医療機関との連絡調整を 月5回以上 行っている。
3	認知症専門医療機関との連絡調整を行っている。	認知症専門医療機関との連絡調整を 月2回以上 行っている。
2	なし	認知症専門医療機関との連絡調整を行っている。

1	認知症専門医療機関との連絡調整を行っていない。	(同左)
---	-------------------------	------

(2) 認知症初期集中支援チームとの連携

- 認知症初期集中支援チームとの連絡調整について、定量的に評価できるよう評価基準を見直す。

基準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	認知症初期集中支援チームと連携して、医療・介護関係者や地域団体等に対し積極的に周知を図っている。また、チーム員会議に積極的に参加し、連携して支援を行っている。	認知症初期集中支援チームと連携して、医療・介護関係者や地域団体等に対し積極的に周知を図っている。また、チーム員会議に 月1回程度 参加し、連携して支援を行っている。
3	認知症初期集中支援チームと連携して、医療・介護関係者や地域団体等に対し周知を図っている。また、必要に応じてチーム員会議に参加し、連携して支援を行っている。	(同左)
2	なし	(同左)
1	認知症初期集中支援チームと連携していない。	(同左)

4 認知症の人の本人発信支援 (6) 認知症の人の本人発信支援

- 第8期高齢者施策推進プランの取組として、認知症の人本人が認知症のことなどを語る機会の創出を支援していくことを掲げていることを踏まえ、評価の区分等を新設する。

区 分	業務推進のための指針(指標)	基準	
(6) 認知症の人の本人発信支援	【認知症の人の本人発信支援】 認知症の人が希望や生きがいを持って暮らしている姿を自ら発信することで、認知症に関するイメージの変化や早期の受診につながるよう、認知症の人本人が、認知症のことなどを語る機会を創出している。	4	本人が認知症のことなどを語る機会を創出している。
		3	本人が認知症のことなどを語る機会の企画や調整を行っているが、機会の創出までは至っていない。
		2	なし
		1	本人が認知症のことなどを語る機会の企画や調整を行っていない。

【参考】

今後のスケジュール等について

○ 設置法人・地域包括支援センターへの説明

- 見直し後の評価基準は、令和3年3月12日(金)に開催する法人説明会で説明を行う。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による運用の見直し

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、令和2年度と同様、令和3年度においても評価基準の運用の見直しが必要となる可能性がある。この場合には、改めて本協議会に諮るものとする。